

まちづくりニュース

発行：川口市都市整備部都市整備管理課
編集協力：(株)地域計画連合

令和2年度の協議会がスタートしました！

日頃より地区のまちづくりにご協力いただきありがとうございます。
桜町地区では、「安全・安心で住みよい環境づくり」を目標に、令和元年7月に「桜町3・4丁目周辺地区まちづくり協議会」を設立し、これまで4回の協議会を開催しました。

検討の流れ

令和元年度までは、「道路・公園・建物」の3つのテーマで、課題や必要な取り組みについて意見交換を行いました。
令和2年度は、「建物」について、建替えの課題を解決するまちづくりルールを検討していく予定です。



令和元年度まで

- 道路⇒拡幅整備を検討する路線を定めました。
- 公園⇒整備イメージや活用方法を検討しました。
- 建物⇒必要な取り組みや支援を検討し、建替えをする上での課題を整理しました。

令和2年度

建替えの課題を解決する
まちづくり
ルールの検討

◆7月18日に開催した第4回協議会は、新型コロナウイルスへの対策として、対面での意見交換を避け、2グループに分けての開催とし、合計13名の方にご参加いただきました。

当日の内容

- (1) 前回までの振り返り
- (2) 令和2年度の進め方
- (3) まちづくりルールについて
- (4) 意見交換
- (5) 今後の予定

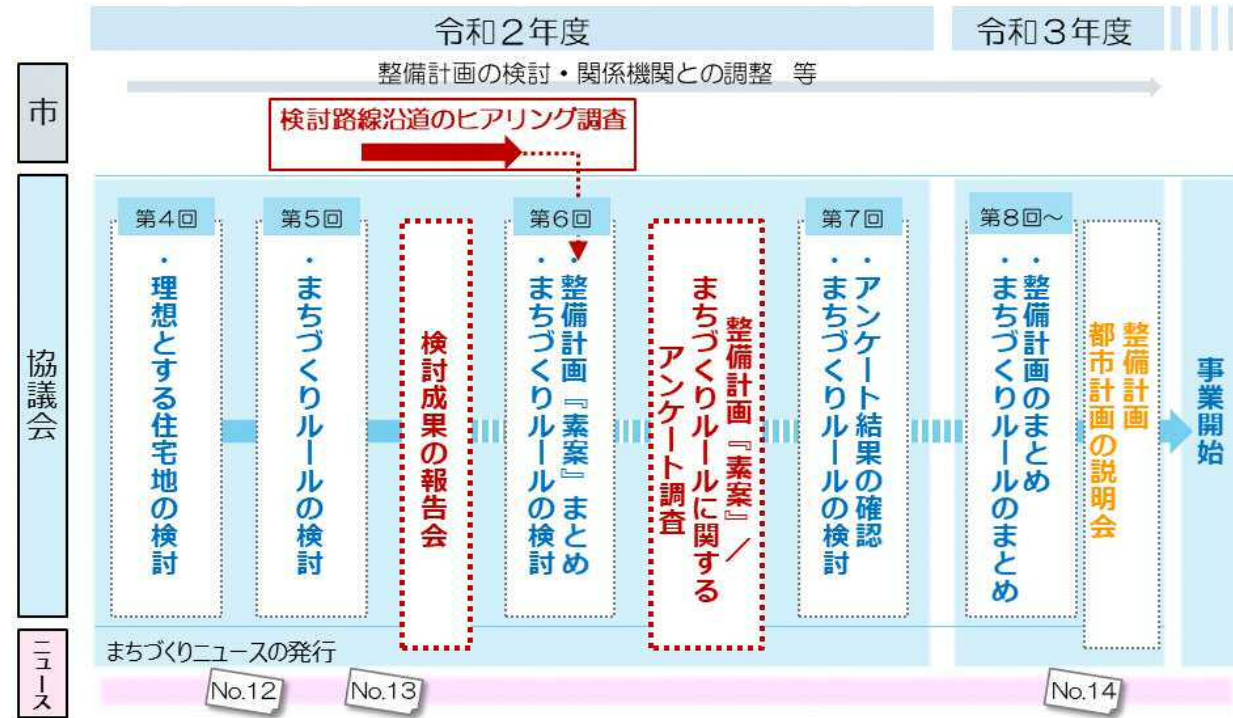
詳しくは中面をご覧ください！



今後の予定

今年度は協議会と並行し、検討路線沿道のヒアリング調査や、整備計画・まちづくりルールに関するアンケート調査の実施を予定しています。また、これまでの検討成果を地区の皆さまに報告する会を開催予定です。

※これらの予定は、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、適切な形で実施を検討していきます。

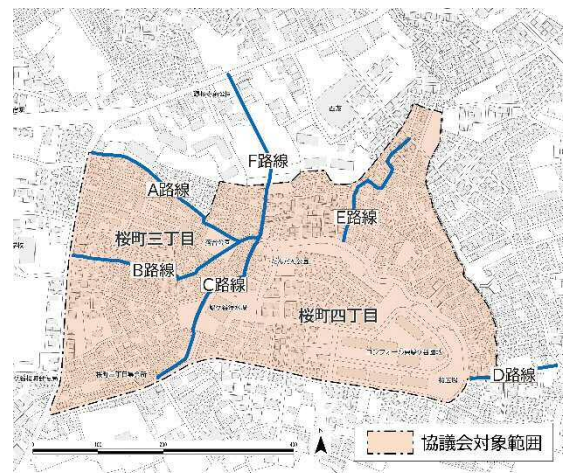


道路ネットワーク(検討案)に関するヒアリング調査について

昨年度は、協議会で検討した「道路ネットワーク(検討案)」のうち、桜町3・4丁目(協議会対象範囲)内の沿道に居住する建物所有者の皆さまを対象に、ヒアリング調査を実施しました。

今年度は新たに、桜町3・4丁目以外の範囲も含めて、沿道に居住する建物所有者の皆さまを対象に、ヒアリング調査を実施する予定です(9~10月頃)です。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、当調査に関しまして、不明点や情報等ありましたら、下記問合せ先までご連絡をお願いします。



桜町地区のまちづくりの記録を市ホームページで紹介しています。

桜町まちづくり 検索

【問合せ先】

川口市 都市整備部 都市整備管理課(鳩ヶ谷庁舎2階)
TEL: 048-280-1220 (直通) FAX:048-285-2002

これまでのまちづくりの検討

■安全・安心で住みよい環境づくりに向けて

桜町地区は、木造の老朽家屋が密集しており、地震による建物の倒壊や、火災延焼の危険性が高い地区です。また、地区内には狭い道路が多く、災害時に緊急車両が入れない、安全な避難路が確保できない等の課題があります。



<まちづくりの取り組み>

課題解決のために、地区の皆さまと以下のような取り組みを進めてきました。

年度	まちづくりの取り組み
H25	■桜町地区まちづくり推進調査等の開始
H28	■住民アンケート調査の実施 ■まちづくり報告会の実施
H29	◇まちづくり懇談会の開催（3回） 「まちづくり懇談会案」取りまとめ
H30	■まちづくり報告会の開催 ■まちづくりに関するアンケート調査 ◇まちづくり勉強会の実施（3回） 「道路ネットワーク（検討案）」取りまとめ
R1	■まちづくり報告会の開催 ■沿道ヒアリングの実施 ◇まちづくり協議会の実施（3回） 「道路・公園・建物」の課題や必要な取り組みの整理

地区のまちづくりに向けた調査

発展

発展

「まちづくり懇談会案」

地区の課題や必要な取り組み、まちづくりの目標を取りまとめました。



【まちづくりの目標】

- ・歩きやすいまち
- ・安全で安心なまち
- ・緑豊かなまち
- ・住民同士が交流し協力し合えるまち

「道路ネットワーク（検討案）」

地区の防災性を向上させる道路ネットワークを検討しました。



第4回協議会での検討結果（要旨）

第4回協議会では、桜町地区の「理想とする住宅地」をテーマに意見交換を行いました。次回以降は、昨年度の検討で整理した建替えの課題を解決し、理想とする住宅地の「実現手法（まちづくりのルール）」について検討していきます。



■桜町地区の「理想とする住宅地」について

防 災

- 火災の延焼防止のため、燃えにくい建物が建ち並ぶ住宅地が理想である。さらに、隣棟間隔を確保していくことが重要。
- 建物の外壁について、四方全てを防火化するのではなく、より延焼の危険性が高い、隣家と接する面の外壁のみを防火化するルールができると良い。
- 歩行空間の安全性の確保のため背の高いブロック塀を低くし、併せて、生垣とすることで緑が増えると良い。
- 桜町3丁目の低地部における水害対策など、豪雨等の異常気象への備えが必要。

住 環 境

- 敷地の細分化によるミニ戸建て開発を防ぎ、ゆとりある敷地面積を確保したい。
- 住宅地にふさわしくない用途の建物は規制し、静かな住環境を守っていききたい。
- 道路は広い方が良いが、幹線道路からつながる道路が広くなれば車の通り抜けが増える可能性があり、交通安全対策も併せて検討することが必要。

街 並 み

- 住宅の外観はあまり派手な色でなく、ある程度落ち着いた色合いに統一された街並みが良い。
- 2階建ての低層住宅が建ち並び、日照が確保されていると良い。
- 3階建てで、1階を駐車場にしたいというニーズも考慮する必要がある。
- 「桜町」という名前のイメージからも、緑や庭があり、空が見えるまちが良い。

『まちづくりのルール』とは、建物を建てる際に守っていただくルールであり、全国一律の「建築基準法」や都道府県単位で定められている「用途地域」、(日常生活圏となる)地区ごとに定めることができる「地区計画」などがあります。